(議事録)

野崎部会長

ただいまから第2回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催 いたします。

9月6日の合同部会で労働基準部長から御説明があったとおり、12月1日改正・発効のために、本日の専門部会において部会報告を取りまとめさせていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。また、終了時刻につきましては、十分な審議を行っていただくことは当然ですが、会場の都合などもありますので、午後4時30分終了をめどに御審議いただければと思います。

では、本日の出席委員の状況について、事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

野崎部会長

本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、公労使3者での審議及び議事録を公開といた します。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は菊地委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日、傍聴者はいますか。

賃金室長補佐

傍聴の申込みはございませんでした。

野崎部会長

では、次に配付資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長

配付資料の確認と、併せて説明をいたします。

資料No.1は、本件特定最低賃金改正の申出書に添付された、賃金の最低額に関する労使間協定の一覧です。

資料No.2は、引上げ額・引上げ率・影響率の早見表です。これは 本年の最低賃金に関する基礎調査の結果から作成したものです。

資料No.3は埼玉県最低賃金等の一覧で、10月1日発効の埼玉県 最低賃金時間額1,028円を反映したものです。

資料No.4は、令和4年10月以降の消費者物価指数の推移です。 また、資料番号はついておりませんけれども、時間額以外で定めら れた賃金を時間額に換算する際の計算方法について、最低賃金法と最低賃金法施行規則の関係条文を抜き出したものをお配りしております。 最低賃金は時間額で表示されていますが、正社員の多くは賃金が月額で決められているのが一般的です。また、日額の場合や賃金の一部が出来高払いになっていることもあります。そういった時間額以外で定められている賃金額について、それが最低賃金額以上であるかを比較する際には、最低賃金法施行規則第2条第1項に基づいて、時間額に換算する必要があります。

今年度は県最賃が1,028円になることを踏まえまして、労使間協定の内容をまとめた表、本専門部会に関係する表は本日の資料No.1でありますが、改正の申出があった全5業種全ての労使間協定を改めて事務局において精査いたしました。申出書に添付された協定書では、各事業場における賃金の最低額を月額と時間額で定めるものが多く、中には日額を併記しているものもありました。精査した結果、本専門部会に関する申出書添付の一覧表の中には、日額から時間額への換算が漏れているものはありませんでした。

ただし、この表では時間額換算の円未満の端数が1円単位に切り上げられていますので、この表で表示されている最低額の1,079円ではなく、1,078円が本部会での引上げの上限になります。

本来ならば改正の必要性の有無について諮問する前に、事務局が確認しておかなければならなかったことですが、それができておりませんでした。まずは、事務局に不手際があったことについておわびを申し上げます。

資料の説明は以上でございます。資料の不足、欠落等がありました ら、手を挙げてお知らせください。

野崎部会長

ただいまの事務局の説明について、労側、使側、御質問等はありますか。

では、続いて、非鉄金属製造業の他局の答申状況について分かっていれば事務局から教えてください。

賃金室長

これまでのところ、他局において専門部会報告がまとまったという情報は得ておりません。埼玉では、昨日までに4つの部会報告が取りまとめられております。参考までにその状況をお知らせいたします。

電子部品と輸送用機械は、それぞれ 42 円の引上げ、引上げ率 4.15% で 1,055 円、光学機械は 42 円、4.11%の引上げで 1,064 円、自動車小売は 42 円、4.13%の引上げで 1,060 円という結果でした。

以上です。

野崎部会長

では、議題1に入ります。埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決

定について、本日は部会報告をまとめることを予定していますので、 円滑な審議に格段の御協力をお願いいたします。

まず、本日の協議形式ですが、昨年度は全体協議からスタートしていました。昨年と同様、調整が必要になった場合には適宜休会させていただくというような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

野崎部会長

では、全体協議から始めます。まず、労働側委員からお願いします。

菊地委員

お手元に資料を配布しています。ポイントを説明させていただきます。1枚目の表、青枠で2022年1,038円、これはGという組織の前年の時間給です。そして、先ほど御報告がありましが、記載が1,079円のところを1,078円に修正をお願いしたいと思います。その横は、引き算しますと40円が正ということで、引上げ率は3.85%での訂正をお願いしたいと思います。

また、表右側の引上げ率単純平均ですが、これは 4.4%、春闘の結果から導き出したものでございます。それとオレンジ色の丸がついておりますが、2023、引上げ時間給のところは 47 円です。組織人員等で加重平均しますと 51.7 円になります。

破線枠の中は連合の春闘結果の参考値ですが、右肩の非鉄における 春闘結果は、連合公表値同等以上の結果です。

次いで2枚目ですが、タイトルのとおりです。さいたま市消費者物価指数ということで、これは右肩の抜粋です。さいたま市消費者物価指数2023年7月度より抜粋しました。黄色枠の中にありますが、物価指数は前年同期比4.2%であるということをお示します。

3枚目ですが、埼玉5産業の特定最低賃金比較です。これは何を申し上げたいかといいますと、202人、一番右側のグラフ、5産別の加重平均を取ると1,013.7円ですが、非鉄1,006円との乖離が7.7円と、グラフの中の赤枠に示してありますとおり、2020年は12.5円、2021年が11.9円と。昨年はその差が7.7円にまで縮まっていますが、いまだ県内5産業の中では非鉄が最下位であると。この乖離分も縮めていきたいというところです。

額については、資料1枚目に戻っていただいて、AP 春季取り組みの結果は加重平均51.7ですが、ほかの産別との兼ね合いもございますので、47円を御提示したいと思います。根拠はこのデータにもありますが、非鉄産業は8組織ございますけれども、時間給が47円引き上げられている。前年ですと23円だったんです。半数以上、上がり、春闘交渉では、経営者側にも理解を得て、「人は大切だ」という言葉も導き出すことができました。ですから、この組合の春闘結果を反映しつつ

も、埼玉県における非鉄産業で働いている未組織の方々への影響も加味しまして、47円でお願いしたいと思います。以上です。

野崎部会長

ありがとうございます。今の労側委員からの御説明について、使側からご質問は。

廣澤委員

よろしいですか。引上げ率のところで 7.21 と 9.41 だけ飛び抜けている数字が出ています。それが何か特殊要因であるならば、平均を求めるときにそれを入れることが適当か、検討しなければならないと思います。7.21 と 9.41 の背景を教えてください。

菊地委員

私は所属の産別が基幹労連なのですが、この2組織については、全電線です。上部団体JCM、金属労協が今示している19万円以上、時給単価1,200円以上というところに一歩でも近づくために、APの交渉に力を入れたためであると聞いています。

廣澤委員

それは今年度だけの異常値ではないということですか。

菊地委員

はい、と思っております。現時点では申し訳ございません、そうい う回答になります。

廣澤委員

一番高い数値と一番低い数値を抜いて計算する、もしくは今の2つ を除いて計算する等、幾つか方法があると思います。それはまた御検 計いただければと思います。

菊地委員

ありがとうございます。

廣澤委員

2ページ目のさいたま市消費者物価指数と、事務局資料No.4の さいたま市消費者物価指数の違いについてですが、菊地委員の前年同 月比4.2というのは。

賃金室長

よろしいでしょうか。事務局の用意した数字は、「持家の帰属家賃を除く総合」です。地域最賃の審議で使用しているものと同じです。労側から出たものは、さいたま市の「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」であるため、数値の差が出ているのだと思います。

廣澤委員

わかりました。

野崎部会長

ほかに何か確認、御質問はありますか。

井川委員

はい。1枚目の資料によるとCの労組さんは、引上げ率9.41とありますが、適用労働者数が200名以上増えています。これは何か特殊な事情があったのでしょうか。この人数の増加はどのような要因でしょうか。

菊地委員

Cは基幹労連に属していないため、詳しくはお答えできません。申 し訳ございません。

井川委員

承知しました。

野崎部会長

ほかにありますか。

では、今度は使側委員からお願いいたします。

廣澤委員

使側委員は、合同専門部会で配布したものを客観的なデータとして説明します。直近6月の日銀短観の数字が2ページ目に出ていますが、非鉄金属はプラス3ですが、前年同月比ベースで見るとマイナス 15、9月予想もプラス2ということで、決して業績を大きく改善しているとは言えない状況にあります。また、埼玉県の四半期企業動向調査の景況感DI、及びその右側のぶぎん地域経済研究所の業況判断DIも、両方とも非鉄金属はマイナスが続いており、これも同じような結論が導き出せると思います。

続いて3ページ目の法人企業統計です。中小の非鉄金属のところを見ていただきますと、前年同期比ベースで、売上げがマイナス15.44、営業利益がマイナス29.90ということで、減収減益が数字として出ています。

それから、次のページの鉱工業生産指数については、令和5年1-3及び令和5年4-6、いずれも前年同期比で、マイナス9.2とマイナス13.4。年平均で見てもマイナス5.4であり、稼働状況としても大きく改善はしていません。これらの3つのデータから見ると、非鉄金属工業を取り巻く環境は、決していい方向に向かってはいないと言えると思います。そのような中でも、当然インフレは意識しなくてはいけないと経営者側も理解しておりますので、これを加味して引上げ幅は3%台、金額で30円台を御提案させていただきたいと思っています。以上です。

野崎部会長

ありがとうございます。これについて労側から何か御質問、確認点 はありますか。

菊地委員 大丈夫です。

野崎部会長

ではさらに労側、使側からの御主張をお聞きして全体協議を進めま すか。それとも、個別協議という形でよろしいですか。

菊地委員

はい。

廣澤委員

はい。

野崎部会長

では、全体協議としては一旦休会とします。

(休 会)

野崎部会長

では、部会を再開いたします。この間、労使側と各2回、個別協議をさせていただきました。改めて個別協議の内容も含めて、労使側から御意見をいただきたいと思いますので、今の金額に至った経緯も含めて、まず労側からお願いできますか。

菊地委員

初めは 47 円と申し上げさせていただきました。昨年の賃上げが 23 円で、今年と倍違うということから、組合の春闘交渉の成果をこの特質につなげたいという思いでした。次に 43 円という検討を行いました。考え方としては、使側から指摘のあった、8組織の上と下を取って計算し、正確には 42.8 円を四捨五入して 43 円というものでした。

使側の提示してくださった 42 円ですが、我々としては、やはり県内の5 産業の中で非鉄は一番低いというところにこだわり、1 円でも上げたいという思いがありました。しかし、使用者側から、収益、企業体力に差があるというご意見があったということを加味し、公益委員からは、引き上げ率の点で、他の産業よりは高いという説明もありましたので、理解してほかの4 産別と同額の42 円で納得した次第です。

野崎部会長

ありがとうございます。では、使側からもお願いします。

廣澤委員

使側は3%台もしくは30円台という提示をしていました。この考え方としては、これまでもそうですが、前年度の引上げ幅に対して、鉱工業生産指数の前年同期比のプラスマイナスを加味したものを理論値としておりました。ただ、労働側から提出された資料や、先ほども無視はしていないと言いましたが、最近の消費者物価の動き等をより強く意識することもやむなしと考えて、4%プラスアルファの42円を受け入れることとした次第です。

43 円については、先ほど菊地委員からもありましたが、使側で用意した企業動向の法人企業統計の4-6の中小企業の数値を見ても、非鉄金属のみ減収減益という実態がありますので、埼玉県特定最低賃金

の他業種を上回る引上げ幅は難しいと考えています。以上です。

野崎部会長

ありがとうございます。労使側から今までの個別協議のことをまさ に全て言っていただきました。今のような議論があって、両者とも 42 円で合意いただいたということになります。

それでは、令和5年度の埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は、引上げ額42円、引上げ率が4.17%、時間額は1,048円ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

野崎部会長

それでは、採決に入ります。令和5年度の埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は時間額1,048円、発効日は法定どおりとするについて、賛成する委員の方は挙手をお願いいたします。

(举手全員)

野崎部会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。 それでは、部会長報告書(案)を配付してください。 部会長報告(案)について、事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長補佐

(読み上げ)

野崎部会長

ただいま、事務局から部会長報告書(案)を読み上げていただきま した。原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

野崎部会長

異議なしと認めさせていただいて、原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長から御挨拶をいただきたいと思います。

労働基準部長

部会報告を取りまとめていただきましたので、一言御挨拶を申し上 げたいと思います。

まずは労使の金額提示がある中、限られた時間の中で双方の歩み寄りに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。また、公益委員の先生方には、この部会報告のために御尽力をいただきましたことを重ねて厚く御礼申し上げます。

本日の専門部会は特定最賃最後の部会ということで、これで本日、 全部整いましたので、今後は10月3日の第8回本審で、ほかの特賃と 併せて一括報告、審議をさせていただく予定にしております。それで もって所要の手続を踏まえて、法定発効であります 12 月 1 日の発効 に向けて事務手続を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いい たします。

本当に、本日はどうもありがとうございました。

野崎部会長

では、議題1がこれで終了しまして、議題2、その他です。

まず、委員の先生方から何かございますか。

では、事務局から何かございますか。

賃金室長

今後の予定について御説明いたします。今ほど労働基準部長からも説明がありましたけれども、10月3日午前9時30分から本審委員の皆様に御出席いただきまして、第8回本審を開催いたします。この本審で5つの部会報告を一括審議していただきまして、答申をいただく予定になっております。答申をいただいた後に、異議申出の公示を事務局において行います。異議申出がなければ答申のとおり決定しまして、異議申出があった場合には10月19日に異議審を開催して、それを経た上で決定いたします。その後11月1日に官報公示をし、発効は12月1日金曜日の予定になっております。

以上です。

野崎部会長

では、以上をもちまして、本日の第2回埼玉県非鉄金属製造業最低 賃金専門部会を閉会いたします。

— 了 —